

○署長章等の制定について（例規）

平成11年 7 月 7 日

佐本務第677号

改正 平成25年 6 月佐本施発第78号

警察業務の複雑・多様化に伴い、警察署長及び副署長又は次長の職務の重要性が増しており、その職務の自覚と士気の高揚を図る必要がある。

一方、県民にとっては、署長と副署長、次長と課長のように同一階級にある者の職制を制服着用時の階級章により識別することが困難な場合がある。

よって、署長等の職務を県民等に明確にし、市民応接の向上に資するため、平成11年 7 月 8 日から署長章又は副署長章（次長章）を着装することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

記

1 制定の趣旨

この例規は、佐賀県警察職員の服制に関する訓令（平成10年佐賀県警察本部訓令第 8 号）第20条の 2 の規定に基づき、署長及び副署長又は次長（以下「署長等」という。）が着装する署長章又は副署長章（次長章を含む。以下「署長章等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 署長章等の制式等

署長章等の形状及び制式は、別表のとおりとする。

3 署長章等の貸与

- (1) 署長等の職を示す記章として署長章等を貸与する。
- (2) 署長等は、人事異動等によりその職を離れるときは、署長章等を後任者に引き継がなければならない。この場合において、署長は署長章引継台帳（別記様式第 1 号）に、副署長又は次長は副署長章（次長章）引継台帳（別記様式第 2 号）により、その状況を明らかにしておくものとする。

4 署長章等の着装

署長等は、制服を着用する場合は、署長章等を着装しなければならない。ただし、職務上支障があるときは、着装しないことができる。

5 着装要領

署長章等の着装位置は、制服上衣の右胸ポケットの雨ふた上端中央部からおおむね 5 ミリメートル上部に、署長章等の下端中央部が位置（別図）するように着装するものとする。

別記様式第1号(3関係)

署 長 章 引 継 台 帳

引継(貸与)年月日	階 級	氏 名	印
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

別記様式第2号(3関係)

副 署 長 章 (次 長 章) 引 継 台 帳

引継(貸与)年月日	階 級	氏 名	印
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

別図（５関係）

署長章等の着装位置図

